

問い合わせ先
 土木部公共工事契約課
 公共工事契約管理係
 0742-27-7425

平成22年度 第1回 奈良県入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成22年 7月 5日（月） 県庁第1会議室	
委員	委員長 池田 辰夫 委員長代理 川崎 祥記 川村 容子 久保 博子 三浦 晴彦	
審議対象期間	平成21年 12月 1日～平成22年 3月 31日	
抽出案件	9 件	(備考) ○審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止(指名停止)措置状況、入札契約制度の適正化に係る取組状況並びに談合情報の対応について説明
一般競争入札	7 件	
指名競争入札	1 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	次 頁 参 照	
委員会による意見具申又は勧告の内容	<p>○抽出案件については、不正を疑わせる具体的な事実を認められなかった。 ただし、落札率が高い案件、入札参加者が非常に少ない案件について検討を要する。特に1者入札を含む入札参加者が非常に少ない案件について、原因調査等具体的対策を考えた上で改善策の検討が必要である。</p> <p>○電子入札について今後とも市町村に対して普及活動、指導を行うことが望ましい。</p> <p>○予定価格等の事前公表を含めた改善について、一定の期間が経ったということであれば、その間の運用状況をデータを揃えた上で検証し、さらなる改善に向けた検討をしていく余地があるのではないか。</p>	

質 問	回 答
案件1(浄化センター1号焼却炉更新(電気設備)工事 浄化第410号)	
○案件1～3について、入札参加者は、当初の申し込みの時から1者だったのか。途中で減ったのか。	●元々から1者であった。辞退した業者もいない。
○申し込みが1者であることがわかった場合、延期したり呼びかけたりしないのか。	●公募しているため、行なっていない。
○焼却炉電気設備は他の焼却炉とは独立して施工できる設備と考えて良いか。	●現在3台焼却炉があるが、電気設備は独立して持っている。仕様は1者に偏った発注はしていない。
案件2(宇陀川浄化センター汚泥処理監視制御・脱水機(3号)等更新(電気設備)工事 宇浄化第96号)	
○過去の実績等により参加要件を満たす者が全国10数者に限定されているのではないかと。もっと要件を緩和することは不可能なのか。	●汚水が入ってくることを止めるわけにはいかない。信頼性の高く、総合的な実績、実力のある業者に施工いただくという考え方をとっている。
○対象が10数者あって1者しか応札がない。他の業者が応札しない理由を聞くシステムはないのか。	●特にない。
○今回更新の設備と中央監視システムとの接続について、整合性をとる必要があるか。	●中央監視システムとの接続については、インターフェイス自体は互換性があれば他メーカーで可能。
案件3(大和川横断寺川幹線管更生工事 寺管更第1号)	
○SPR工法を採用されているが、管更生工事をする時に一般的に信頼性の高い工法として選定したのか。	●他にも工法はあるが、調査した量の汚水を流しながら施工できる工法がSPR工法のみであるため最適である。
○入札参加要件でJVを組むこととし、地域要件を設けている。地域要件の必要性は。参加可能業者はどの程度と見込んでいたか。	●要件は発注基準に基づき設定している。参加可能業者は10者程度を想定していた。
案件4(御所浄水場原水PH調整施設設置工事)	
○案件4、5について、一者入札の理由は参加要件を満たす者が全国で数者程度しかないとのことである。今後同様の結果となる可能性が高いが、厳しい参加要件でないと安全性の確保はできないのか。	●県民の口に入る水道水の供給に関わる水道施設の新設ということで、実績、信頼性が必要。安全、安心の部分でやむを得ないとする。
案件5(御所浄水場次亜塩素素注入設備工事)	
○案件4、5は同じ業者が落札したということであるが、設備的に同じようなものなのか。同じ業者が落札した方が合理的に施工できるのか。	●設備の内容は水質の調整という点で関連している。工事自体は別に施工することが可能と考えていた。
案件6(奈良県水道局御所浄水場・下市取水場監視制御設備工事(工事・保守))	
○保守管理までの一括発注ということであるが、維持管理を落札業者が行うのか。提案があるということか。	●設計、工事、保守管理と一括して業者を決めた。
○10年間の保守管理をつけて一括発注するのは一般的か。大幅な修繕が発生した時は。	●奈良県では初めてである。保守管理費用に修繕費用は入っていない。
○保守管理費用は10年前前払いするのか。年間200万円程度の根拠が不明。業者からの見積りに基づいての金額ということが良いか。	●保守管理については、毎年支払いをする。業者の見積りを活用して予定価格を積算し入札を行った。
○応札者が1者とのことであるが、予定価格の積算は応札者のみで見積りを基に行ったのか。他者の見積りとは比較していないのか。	●比較していない。
○一括発注方式の採用理由は。	●独自システムを構築すると維持管理の業者は決まってしまう。一括発注することで保守管理の部分で経費削減効果が見込まれること。入札参加者の技術的な工夫の余地が大きいこと。
案件7(交通管制集中制御化等整備拡充工事(中央装置)第1-3号)	
案件8(高見川他 情報基盤整備事業 6-1)	
案件9(奈良生駒線 経済危機対策臨時交付金事業(普建) 110-3))	